

情報通信審議会 情報通信政策部会
デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会

答申骨子
(案)

平成24年5月1日

目次

第1章	コンテンツ流通・製作力の強化方策のあり方	1
第1節	これまでの取組の現状と課題	2
1	コンテンツ制作・流通の概況	2
2	放送コンテンツのネット配信の現状と課題	3
3	コンテンツ海外展開の現状と課題	4
4	権利処理の円滑化への取組の現状と課題	5
5	コンテンツ不正流通対策の現状と課題	5
6	コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題	6
第2節	提言（たたき台）	8
1	今後の取組の方向性	8
2	早急に取り組むべき課題	8
3	中長期的に取り組むべき課題	10
第2章	デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方	11
第1節	これまでの経緯及び現状	12
1	デジタル放送におけるコピー制御のルール	12
2	コピー制御におけるコンテンツ保護のあり方	13
第2節	提言（たたき台）	16
1	コピー制御の方式について	16
2	クリエイターに対する対価の還元	17
3	コピー制御方式のエンフォースメントについて	17
4	フォローアップ	18

第1章 コンテンツ流通・製作力の強化方策のあり方

コンテンツ競争力強化のための法制度のあり方（平成19年諮問第12号）

第1節 これまでの取組の現状と課題

1 コンテンツ製作・流通の概況

(1) コンテンツ市場の概況

- ・ 日本のコンテンツ市場はここ数年約11兆円規模で推移。世界全体のコンテンツ市場は2011～2015年は、平均5.7%で成長と予測。
- ・ 日本のコンテンツ市場のうち映像系のコンテンツ市場は5.3兆円。さらに映像コンテンツ市場の約7割がテレビ番組。
- ・ 放送メディア全体の約6割を占める地上波放送局の収益が停滞する一方、CATV、衛星放送による有料放送の収益は増加。
- ・ メディアの広告費は、インターネットが伸びており、2009年には、新聞の広告費を逆転。テレビの広告費は2兆円から1兆7千億円程度にまで減少。
- ・ 広告収入の減少により、経費削減の一環として番組製作費が削減される傾向。

(2) 動画サービスの多様化

- ・ 国内のインターネットの利用端末は、パソコン8,700万人、モバイル端末が7,900万人まで拡大。
- ・ スマートフォン、タブレット端末等の動画視聴端末の多様化が進展。スマートフォンの契約数は、2010年度の955万件から2015年度には7,030万件と約7倍に増加する見通し。
- ・ インターネット広告市場の成長、有料会員の増加等によりVOD市場が拡大。また、モバイル向け動画配信サービスに加えて、本年4月から携帯端末向けマルチメディア放送が開始。
- ・ テレビ放送の視聴のみならず、インターネットを経由した映像コンテンツの視聴や各種アプリケーションの利用が可能な「スマートテレビ」が登場。放送完全デジタル化後の次世代テレビとして、今後急速な普及が想定。
- ・ 動画、写真、音楽等をネットワーク上のサーバーに蓄積し、マルチデバイスでいつでもどこでも利用できる、クラウド型のコンテンツ配信サービス

スが各社から登場。定額料金で見放題、聴き放題のサービスも提供。

2 放送コンテンツのネット配信の現状と課題

(1) テレビ映像コンテンツのネット配信

- ・ NHK、民放キー局各社によるVOD配信への取組が本格化。インターネットインフラの整備、権利処理の円滑化により、インターネットでの放送コンテンツの配信は質・量ともに飛躍的に向上。
- ・ 例えば、NHKオンデマンドは、定額見放題の「見逃し番組」、「ライブラリー」の配信により利用者が増加。スマートフォン等の多様な端末への対応等により2013年度中の黒字化に向けて取り組み。
- ・ また、TBSオンデマンドは、見逃しドラマやアニメ、映画等の売上が好調で、通期黒字化を達成。ライブラリー番組（過去の名作）の配信、スマートフォン等への対応を強化するとともに、海外配信についても検討中。
- ・ 「ネット上での番組の円滑な利用」と「権利者の保護」、「利益の適正な配分」を両立する新たなルールと運用が課題。

(2) ラジオのIPサイマル配信

- ・ NHK、民放ラジオ局においてネットによるラジオのIPサイマル送信に取り組み。ラジオ難聴取の解消や新たな聴取者層の獲得に大きな効果。
- ・ NHKは、ラジオの難視聴改善のための試行的サービスとして2011年9月から「らじる☆らじる」のサービスを開始。
- ・ 全国の約70局の民放ラジオ局が「radiko」のプラットフォームを用いて、原則として各局の放送エリア内でCM付・無料でインターネット配信を実施。一方、「ドコデモFM」は、全国のFMラジオ放送を、地域制限なくCM無し・有料で配信を実施。
- ・ ラジオのIPサイマル配信については、SNS等ネット機能と放送との連携による新たなサービス開発のほか、肖像権等を含めた権利処理のルール化が課題。

3 コンテンツ海外展開の現状と課題

(1) 放送事業者における取組

- ・ 海外展開の中心を担ってきた番組の放送権販売は、近年は、韓流ドラマの台頭、急激な円高の進行等の影響で売上が激減。放送事業者においては、権利者等の協力で販売条件を見直し、売上の拡大に向けて尽力中。
- ・ 近年は、放送権販売に加えて、ドラマのリメイク権・バラエティ番組のフォーマット権の販売、制作コンサルティング受託、外国放送局との共同出資製作事業等にも取り組み。
- ・ 海外展開における課題としては、海賊ビジネスの横行、権利処理の問題からネット配信権込みの販売ができないこと、中国等における外国製コンテンツに対する規制の存在等がある。

(2) 番組製作者における取組

- ・ 2011年12月にATP主催で「東京テレビフォーラム」を開催し、国際共同製作をテーマとした、シンポジウム、ピッチング・セッション(公開企画提案会議)、ワークショップ等を開催。開催の成果として、国際共同製作の企画実現に向けて交渉中のほか、人的ネットワークの構築が進展。
- ・ 番組製作会社は、放送事業者との間で、著作権や窓口業務の帰属、製作委託の減少、ドキュメンタリー枠の減少等の課題を抱えているところ。
- ・ 番組製作会社のグローバルなコンテンツ製作力の強化に向けた、国の政策的支援の強化が課題。
- ・ 総務省では、従来の地域コンテンツの海外展開に対する支援に加えて、2011年3月の東日本大震災、原発事故に伴う風評被害を払拭するため、関係省庁と連携し、我が国の国際放送ネットワークの活用や国際共同製作の支援による海外への情報発信の強化に取り組み。

4 権利処理の円滑化への取組の現状と課題

- ・ 一般社団法人日本音楽事業者協会（音事協）と公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター（C P R A）が別々に実施していた許諾業務を一か所でまとめて迅速的確に行うべく、2009年6月に一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（a R m a）を設立。
- ・ a R m a では、放送番組の二次利用（ネット送信、ビデオグラム化、販組販売）に係る許諾窓口の一元化、不明権利者の探索業務、有線放送報酬の徴収分配のほか、放送事業者から音事協、C P R Aに対する使用料支払の手續の省力化に取り組み。
- ・ 総務省としても、2010年度から、放送事業者、権利者団体等による連絡会の協力による実証実験に取り組み、a R m a による権利処理及び不明権利者探索の一元化の取組を促進。
- ・ 放送事業者によるネット配信の本格化、海外番組販売への積極的な取り組みを背景に、申請件数の増加や放送直後の二次利用に対応するための権利処理の迅速化・効率化が必要。
- ・ a R m a の事務局体制の強化、申請許諾手続きの業務フローの見直し、a R m a 扱い実演家の拡大、システムのバージョンアップ等が課題。

5 コンテンツ不正流通対策の現状と課題

（1）コンテンツ不正流通対策への取組

- ・ インターネット上での動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が横行。また、一般の利用者は著作権侵害に対する意識が希薄であり、無意識に権利侵害に荷担しているおそれ。
- ・ 不正流通の横行により、権利者が適正な対価を得られていないほか、放送事業者等の正規ビジネスの拡大を阻害。
- ・ 総務省では、放送事業者、権利者等の関係者による連絡会を開催し、2010年度からの3カ年計画で、以下の取組を実施。
 - ① 国内外の動画投稿サイトにおける不正流通の検知・削除依頼
 - ② P2Pファイルソフトによる不正流通の抑止や注意喚起・啓発
 - ③ 国内外におけるコンテンツ不正流通の動向調査

- ・ 米国、日本の大手動画投稿サイトには、違法コンテンツを検知・削除できるシステムが実装されている一方、中国や韓国の動画投稿サイトにおいては、上記のシステムが実装されておらず、また、違法コンテンツの削除依頼に応じないケースがあり、正規流通を阻害。

(2) 放送事業者における取組

- ・ 放送事業者においては、削除業務専属のスタッフが動画配信サイトを目視調査し、違法動画を発見次第、削除依頼を実施。
- ・ また、動画投稿サイト運営社の動画認識システムを活用して違法動画を自動で削除する対応を実施。しかし、違法動画の数は減少しておらず、また、近年アップロードの方法が巧妙化。
- ・ 違法動画対策の一方で、自社サイト及び大手動画配信サイトを通じた正規コンテンツの配信に取り組み。
- ・ 韓国の i C O P¹という公的な違法投稿動画の検出削除機関を参考とした、包括的かつ総合的な不正流通対策の取組の検討が課題。

6 コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題

(1) ネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスに対する取組

- ・ アマゾン、グーグル、アップル、スポッティファイ等各社がクラウド型の音楽配信サービスの提供に取り組み。我が国においても近い将来において、ネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスの普及が予想されるところ。
- ・ クラウド型の音楽配信については、以下の3つの類型に大別され、C類型については、著作権法の観点からコンテンツの利用主体や「私的使用のための複製」との関係などの論点が存在。
 - A:ユーザーが購入した楽曲をサーバー上に保管し自己の所有する端末機器で聴く

¹ 韓国の著作権団体連合会の一部組織である著作権保護センターがオンラインの取締業務のために採用している違法著作物追跡管理システム。

B:ユーザーがサーバー上にアップロードされた大量の楽曲を月額定額制の聞き放題等の形態で聴く

C:ユーザーが既に入手した楽曲をサーバーにアップロードし自己の所有する端末機器で聴く

- ・ クラウド型サービスを含むネットワークを利用した新しいコンテンツ配信サービスにより、ユーザーの利便性が向上する期待が大。
- ・ 一方、このようなサービスの提供主体がインターネットユーザーを囲い込むことになれば、コンテンツの価格決定権や手数料水準等の面でコンテンツの提供者側が不利になり、権利者への対価の還元が危うくなるおそれ。
- ・ 著作物の管理をサーバー側で一括して行うことができるというシステムの特性を活かし、ユーザーからの期待にも応えつつ、権利者への対価の還元を可能とする効率的な仕組みの検討が必要。

(2) スマートテレビに対する取組

- ・ コンテンツ配信インフラの進化を背景に、放送サービスと通信サービス、テレビとスマートフォン等とが連携し、ユーザーの嗜好や視聴形態の多様化に対応する「スマートテレビ」が登場。
- ・ HTML 5²をベースとしたオープンプラットフォームによって、デバイスやOS³に縛られない、コンテンツのワンソース・マルチユース、端末間の連携サービスが実現。
- ・ W3C⁴においては、2014年の勧告化を目標に、HTML 5ブラウザの標準化について検討中。国内においてもIPTVフォーラム⁵において、W3Cへの提案を視野に入れてHTML 5の仕様の策定に着手。
- ・ 官民の関係者が連携して、実証実験等を通じてスマートテレビに関する技術の開発・実装を急ぐことが必要。

² Hyper Text Markup Language: インターネット上の情報を記述するための言語の5回目の改訂。

³ Operating System: 入出力機能やメモリの管理等の基本的な機能を提供し、コンピュータの全体を管理するソフトウェア。例えば、Microsoft社のWindowsやApple社のMac OS。

⁴ World Wide Web Consortium: インターネット上の情報を閲覧するためのブラウザに関する国際標準化団体。所謂、フォーラム標準化団体の一つ。

⁵ IPTV サービスの実現・普及を図ることを目的に設立された規格化団体。平成20年5月に設立。

第2節 提言（たたき台）

1 今後の取組の方向性

- ・ 利用者がリーズナブルな価格で容易にコンテンツを利用できる正規ビジネスを拡大するとともに、クリエイターに対して適正な対価が還元される仕組みを整備し、コンテンツの量・質両面での持続的な拡大再生産を図るべきではないか。
- ・ 国内において少子高齢化が進む中でコンテンツの持続的な拡大再生産を図るため、他のビジネスとも連携して海外市場への展開を進めることが必要ではないか。
- ・ 映像コンテンツ市場の約7割を占める放送コンテンツについて、ネット配信、海外展開等の二次利用を推進することが重要。このため、権利処理の迅速化と効率化に取り組むことが必要ではないか。
- ・ 特定のOSやデバイス等を利用したユーザーの囲い込みを防ぎ、多様なアプリケーションやコンテンツの提供を促すため、スマートテレビ等のネットワークを利用したコンテンツ配信サービスに関するオープンな技術規格の策定・標準化等に取り組むことが必要ではないか。
- ・ これらについて、民主導で取り組むべき課題ではあるが、官が補完・側面支援することが必要ではないか。

2 早急に取り組むべき課題

- ・ 放送コンテンツのネット配信事業について海外向けを含めて今後概ね3年以内に本格的にテイクオフさせることを目標に、関係者が協力して権利処理の迅速化・効率化に取り組むべきではないか。
- ・ a R m aにおける実演家の権利処理について、申請件数の増加や放送直後の配信等のニーズに対応するため、許諾申請の一元化のみならず、権利料の徴収分配を含めた権利処理工程全体の効率化に向けた取組を進めるべきではないか。

- ・ また、a R m a 扱いの実演家の増加、不明者探索の期間の短縮、放送事業者と a R m a の出演者情報の共有化等の課題について検討を進めることが必要ではないか。
- ・ さらに、多大な労力・コストを要している音楽に関する権利処理手続の一元化や海外番販における原盤権処理等の課題の解決に向けて取り組むべきではないか。
- ・ 海外展開に当たっての諸外国のコンテンツ規制及び海賊版対策については現地当局への働きかけをはじめ官が果たすべき役割が大。海賊版の根絶のため、官民が連携して正規コンテンツの提供の促進を軸とした取組を進めることが必要ではないか。
- ・ 海外における日本のプレゼンスを高めるためには、戦略的かつ継続的な情報発信の取組が必要。関係省庁が一体となって海外におけるコンテンツを核とした複合的なビジネス展開や流通経路の確保等に対する支援を検討すべきではないか。
- ・ 急速な普及が見込まれるスマートテレビの推進に向け、我が国としての基本戦略を早急に策定し、
 - ① スマートテレビの国際標準化に向けた基本機能の提案
 - ② スマートテレビのアプリケーションの開発に資する実証試験の実施
 - ③ オリンピック等のイベントの機会を活用したデモンストレーションの実施、普及啓発、国際展開の促進
 に取り組むことが必要ではないか。
- ・ その際、ユーザーのプライバシー、セキュリティを確保しつつ、オープンな技術を用いて参入障壁を下げ、多くのコンテンツ、アプリケーションの関連事業者の参入を促すことが重要ではないか。

3 中長期的に取り組むべき課題

- 今後、クラウド型サービスを含めネットワークを利用した新しいコンテンツ流通サービスが普及すれば、サーバーにおいてコンテンツの利用を一元的に管理することや、正確な権利処理に基づくコンテンツ流通の仕組みを構築することが可能になるのではないかと。
- また、インターネットによる様々な形態のコンテンツ配信が飛躍的に増大し、スマートテレビ等において放送サービスとも連携することになれば、現在の放送サービスはその姿を大きく変えていくことになるのではないかと。
- このように、今後コンテンツの利用・流通形態が急速に変化することが予想され、これらに適切に対応するため、放送事業者、通信・ネットサービス事業者、メーカー、権利者、消費者、有識者等の関係者からなる「新たな検討の場」を設置して、コンテンツ保護に係るルールのあり方、権利処理の迅速化・効率化、クリエイターへの対価の還元を含むコンテンツの製作・流通促進の方策等について、議論していくことが必要ではないかと。

第2章 デジタル放送におけるコンテンツ保護のあり方

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」
(平成16年諮問第8号)のうち「デジタル・コンテンツ流通等の促進」

第1節 これまでの経緯及び現状

1 デジタル放送におけるコピー制御のルール

(1) 概要

- ・ 第4次・第5次中間答申において、「暫定的なルール」としてコピー制御方式の改善が提言され、これを受け、2008年7月4日、「ダビング10」の運用が開始。
- ・ 当該答申においては、「ルールの「暫定性」」に鑑みた適時の見直しが必要である旨を提言。また、「クリエイターに対する対価の還元」の具体策について、「補償金制度」以外の側面から今後も継続して検討していくこととされたところ。

(2) 動画視聴に関する技術、サービスの多様化

- ・ 有線・無線のブロードバンドサービスが普及するとともに、スマートフォンやタブレット端末など動画を視聴するための端末の多様化が進展。各個人が選択した動画をストリーミングやダウンロードにより視聴できるVODサービスが普及。
- ・ さらに、従来、自分のパソコンのハードディスクに保管していた写真、動画、音楽などをネットワーク上のサーバーに蓄積し、マルチデバイスで、いつでもどこでも利用できる、いわゆるクラウド型コンテンツ配信サービスも登場。
- ・ 上記のとおり、動画視聴に関する技術、サービスが多様化し、利用者にとって選択肢が増大。
- ・ 他方、動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトを利用した違法な放送コンテンツの流通が後を絶たず、放送事業者等による正規流通の取組を阻害。

(3) デジタル放送のコピー制御方式に関する利用者の意識調査

- ・ 一般視聴者における放送コンテンツのコピー制御方式に関する利用や認知の実態・動向等を調査するため、総務省においてインターネットを活用した調査を実施。

- ・ 調査結果の概要は以下の通り。
 - ① コピーワンス、ダビング10については、約半数が認知。
 - ② 1番組におけるコピー回数は「1～3回」が9割以上。
 - ③ 録画機器がダビング10対応であるかどうかを「意識したことがない」と答えた人が約8割。

2 コピー制御におけるコンテンツ保護のあり方

(1) 概 要

- ・ 第6次中間答申において、デジタル放送におけるコピー制御のルールの特許手段（エンフォースメント）の改善の在り方について「技術規格の開示を制限しない、新たな方式」（以下「新方式」という。）の早期導入に向けた基本的な考え方や具体的なプロセス等を提言。
- ・ 上記の提言に沿って、放送事業者が、新方式に関する技術的実現策の検討に着手。さらに、新方式の導入に向けた検討を加速するため、2010年3月、NHKと一般社団法人日本民間放送連盟が「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」を設置。

(2) 「新方式」導入の進捗状況

- ・ 当審議会の意見を踏まえて、関係者において新方式導入に向けた具体的な検討を行い、準備を進めてきたところ。

ア ARI B標準規格等の策定

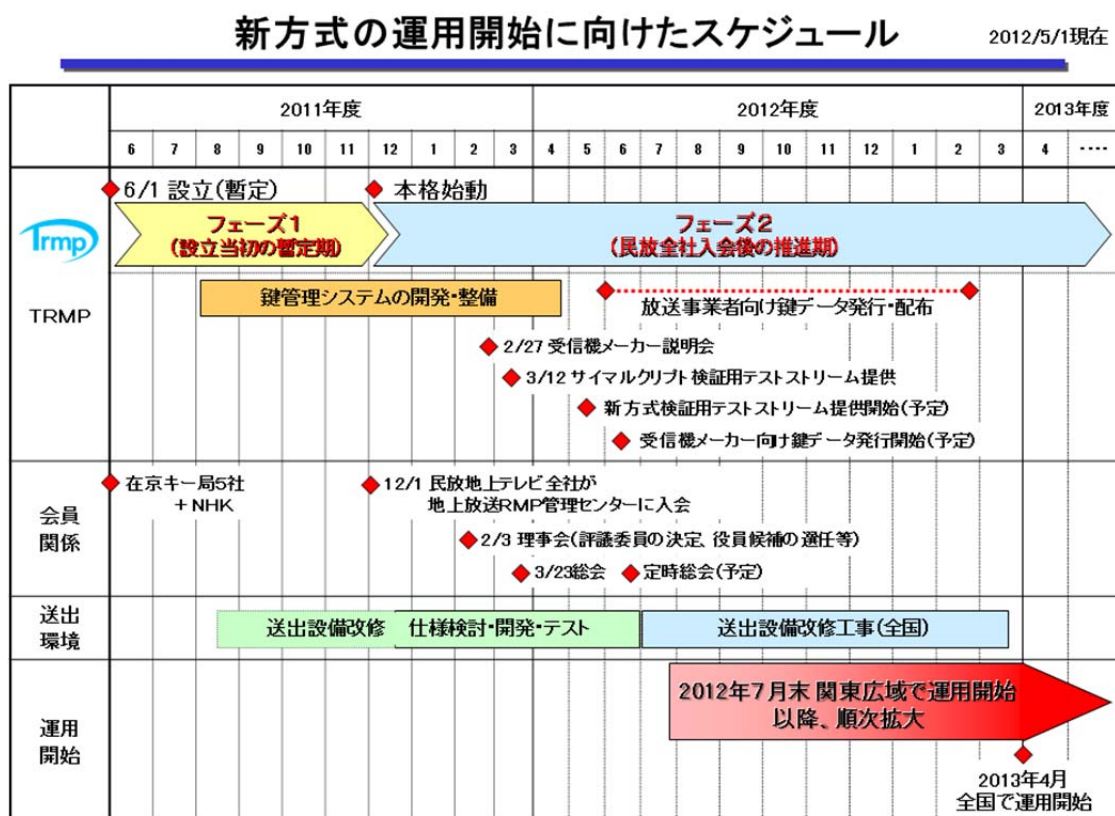
ARI B標準規格については、2011年3月に改定案が承認。運用規定については、同年10月から改定案が公開され、同年12月に正式に承認。また、ライセンス契約案については、メーカー等に対して累次の説明会を実施。

イ ライセンス発行・管理機関

2011年6月、新方式の運用・管理等に関する業務を行うことを目的とした一般社団法人地上放送RMP管理センターを新設。当審議会での検討を踏まえ、ガバナンスを順次強化するとともに、情報公開等を実施。

ウ 鍵監理システムの整備、送出設備の改修等

2012年7月末の関東広域圏での運用開始、2013年4月の全国での運用開始を目標とするスケジュールに沿って、ライセンス発行・管理期間における鍵管理システムの整備、放送局の送出設備の改修等の所要の準備に取り組み。



(3) 制度的補完措置に関する進捗状況

- 2011年10月1日、日本を含む8カ国が「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)に署名。同協定は本年4月17日に国会に提出されたところ。また、同協定の国内担保法となるアクセス・コントロールに係る制度の見直しについては、各法の所管省庁において以下のとおり取り組み。

ア 著作権法(文化庁)

現行著作権法の技術的保護手段の対象となっていないアクセス・コントロール技術であって実態上コピーコントロールとして機能している著作権等の保護技術を、技術的保護手段の対象に追加(改正法案を本年3月9日に閣議決定、国会に提出)

イ 不正競争防止法（経済産業省）

アクセス・コントロール等の技術的制限手段に係る規制対象装置等の拡大、技術的制限手段回避装置等の提供行為への刑事罰の導入等（2011年12月1日施行。）

ウ 関税法（財務省）

不正競争防止法に規定する技術的制限手段を回避する装置を提供する行為を組成する物品を、輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加（2011年12月1日施行）。

第2節 提言(たたき台)

1 コピー制御の方式について

- 放送コンテンツの製作・流通の持続的な拡大再生産を実現するためには、一定のコピー制御のルールは必要。ダビング10については、利用者の利便性を確保しつつコンテンツ保護のために必要なコピー制御を施すという点において、一定の意義は認められるのではないかと。
- ダビング10について一般の利用者が特段不都合を感じているということではなく、社会的にも定着してきていると言えるのではないかと。
- インターネットを通じた違法なコンテンツの流通が後を絶たないのは事実であるが、だからと言ってダビング10によるコンテンツ保護の効果を否定することはできないのではないかと。
- 一方で、コピー制御方式のエンフォーストのために無料放送にスクランブルをかけることで、録画機を持たない利用者も含めて社会的なコスト負担が発生している点は認識すべきではないかと。
- さらに、各種の動画視聴サービスの普及、クラウド型サービスを含む新しいコンテンツ流通サービスの登場等に鑑みれば、放送の録画機器や記録メディアへの録画に着目したコピー制御の重要性は相対的に低下しているのではないかと。
- 以上を踏まえれば、現行の放送コンテンツのコピー制御方式について直ちに見直しに着手する必要性は乏しいものの、エンフォースメントのあり方と合わせてその妥当性を検証していく必要はあるのではないかと。

2 クリエーターに対する対価の還元

- デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、利用者の利便性が向上する一方、パッケージメディアのコンテンツの売上が減少する傾向にあることから、良質なコンテンツの持続的な再生産に向けて、クリエイターに適正な対価が還元されるよう、対策を検討することが必要ではないか。
- その際、コピー制御の方式やコンテンツ保護の在り方に加え、コンテンツの流通の促進、製作力の強化によるコンテンツ市場の拡大等、より幅広い観点から議論を行い、関係者の共通認識の形成を模索していくべきではないか。

3 コピー制御方式のエンフォースメントについて

- 新方式は、携帯端末等による地上デジタル放送のフルセグ受信の実現に不可欠であるほか、現行B-CAS方式と並ぶエンフォースメント手段の選択肢を実現するものであり、現状を漸進的に改善する意味からも、その円滑な導入を図るべきではないか。
- 放送事業者等においては、新方式が受信可能となるエリアの人口カバー率を出来るだけ早期に向上させるとともに、国民視聴者への周知等も進めていくことが必要ではないか。
- 地上放送RMP管理センターにおいては、その業務の社会的重要性等に鑑み、効率的かつ透明性の高い業務運営に努めるとともに、同センター評議委員会等の外部有識者の意見を踏まえ、新方式の安全かつ公平な運用を図るべきではないか。
- 新方式については、当面、地上放送への適用が予定されているが、その適用範囲の拡大について、B-CAS方式と比較した新方式の特性やその定着状況等も踏まえ、民間の関係者間においてその可能性を検討していくべきではないか。
- また、B-CAS方式を含めたエンフォースメントのあり方全般について、技術の進展、新方式や制度的補完措置の定着状況等を踏まえ、検証していくことが必要ではないか。

4 フォローアップ

- コピー制御の方式、クリエイターに対する対価の還元、及びコピー制御方式のエンフォースメントについては、前述の通りであるが、技術革新やコンテンツ市場の利用・流通形態の変化も予想されることから、第一章で触れた「新たな検討の場」において、コピー制御に対する利用者の認識、動画視聴に係る技術・サービスの動向、コンテンツ不正流通の状況等についてフォローアップすることとしてはどうか。